

ARUCO

この町と一緒に歩こう

<https://g-aruco.net>

五城目町花咲かせ隊



町では、少子化対策の強化を目的とし、少子化の大きな要因の一つである未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるため、五城目町における独身男女の出会い・結婚支援に取り組む五城目町花咲かせ隊を設置しています。五城目町花咲かせ隊は、独身男女の縁結び役として、結婚支援をサポートするボランティアです。

活動内容

五城目町花咲かせ隊とは、五城目町に入会登録した独身者の結婚のサポートをします。主な活動内容は次のとおりです。

- ① 独身男女の出会いの機会創出につながる活動
- ② 独身男女の交際から結婚に至るまでの支援活動
- ③ その他結婚支援につながる活動

- 結婚に関するお世話・アドバイス
- お見合い相手の紹介（仲人的なこと）
- 結婚支援に関する専門知識習得などの研修
- 定例会：マッチング計画等の話し合い
- 情報提供：結婚支援活動の紹介や結婚情報を周知するためのフリーペーパー「五城目町花咲かせ隊だより」の作成
- 親世代との話し合い・相談等
- 若者交流イベントに参加

五城目町花咲かせ隊メンバー（10人）

- | | |
|---------|---------|
| ・高濱 里美 | ・島崎 英紀 |
| ・椎名 志保 | ・佐々木 聖子 |
| ・小玉 輝雄 | ・畠山 利信 |
| ・松橋 勇子 | ・金子 愛子 |
| ・嶋崎 文雄 | |
| ・猿田 美枝子 | |



一般社団法人あきた結婚支援センター



あきた結婚支援センターは、結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供します。入会登録料の1万円は町が負担します。

●会員制のマッチングシステム

- ・1対1の出会いをサポート
- ・システムが相性のいい人を紹介
- ・相手に求める条件で検索

●イベントでの出会いをサポート

あきた結婚支援センターホームページやメルマガ、LINE、Facebook等でイベント情報を随時更新しています。

登録者数（令和元年10月31日現在）

【全県】

入会者数 6,032名（男性 3,783名／女性 2,249名）

登録者数 1,692名（男性 1,104名／女性 588名）

成婚者数 1,418名（うち会員は 911名）

【五城目】

入会者数 75名（男性 51名／女性 24名）

登録者数 22名（男性 18名／女性 4名）

成婚者数 7名（うち会員は 7名）

婚姻届



結婚するときには「婚姻届」を提出しなければなりません。

婚姻届は全国どこの市町村でも受け付けされます。

婚姻届に必要なもの

- ① 婚姻届（届出用紙は役場住民生活課に備え付けています）
- ② 夫と妻の印鑑（認め印で結構です）
- ③ 夫と妻の戸籍謄本（本籍が五城目町にある場合は必要ありません）
- ④ 届出人の本人確認ができるもの（運転免許証等）

なお、婚姻届を提出しても住所はそのままです。

住所を変更する場合は、あわせて転入または転出等の手続きを行ってください。また、健康保険の手続きなども必要になる場合があります。

休日・祝日は五城目町消防署（五城目町富津内下山内字奈良崎 90 番地 1）で受け付けています。

婚姻届を提出する場合は、記入漏れなどを防ぐため、事前に住民生活課で届書の審査を受けることをおすすめします。

婚姻届に記入するときの注意点

・「届出人」の欄

届出人の欄には夫と妻の両方に記入します。

・「証人」の欄

証人（成人）2人の署名押印が必要です。

・「未成年」の方は、父母の同意が必要

役場住民生活課窓口にて同意書の用紙をもらうか、届書の「その他」欄に記入してください。

出会い・結婚

02



あきた結婚応援パスポート



婚姻届提出時に、あきた結婚応援パスポートを交付します。

パスポートを協賛店に提示すると、お得な優待サービスが受けられます。これから結婚するカップルも申請によりパスポートが交付され、優待を受けることができます。有効期限はそれぞれ1年間です。



五城目町新婚さん生活応援事業



新しい生活をはじめる新婚さんを応援します。

対象世帯

- ① 婚姻届を(前年度1月1日～事業年度内3月31日)までの間に提出した夫婦であって、
世帯の合計所得が340万円未満である世帯
② 対象となる住居が五城目町内にあり、五城目町に住所を有していること
③ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
④ 婚姻日の年齢が夫婦ともに34歳以下であること

事業内容

結婚に伴う住居の取得費または賃貸費、引っ越し費用に対して補助金を交付します。

補助限度額

一世帯あたり 上限 300,000円

check

必要な書類

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 所得証明書 | <input type="checkbox"/> 納税証明書 |
| <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 | <input type="checkbox"/> 家賃・敷金などの領収書 |
| <input type="checkbox"/> 売買契約書の写し | <input type="checkbox"/> 離職票の写し(離職した場合) |
| <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し | |
| <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 | |
| <input type="checkbox"/> 引っ越し費用に係る領収書 | |
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 | |



妊娠したら



【妊娠がわかったら、妊娠の届け出をしてください】

これから出産を迎えるにあたって、必要な書類等をお渡しします。

※妊娠中または子どもが生まれてから本町へ転入される場合も各種サービスのご案内をします。

※母子健康手帳の交付日は毎月の広報誌でご確認ください。指定日以外で交付を希望する方はご連絡ください。

お持ちいただくもの

- ・医療機関で発行される出産予定日のわかる妊娠証明書等
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・スマートフォン（母子手帳アプリ母子モ「ごっこナビ」をダウンロードできます。）

母子手帳アプリ 母子モ「ごっこナビ」

保護者や家族がスマートフォンやタブレットにアプリをダウンロードすることでご利用できます。
以下の便利な機能がありますので、ぜひご利用ください。

● お子さんの成長の記録

保護者ご自身が妊婦健診、乳幼児健診、予防接種等の情報を登録すると、お子さんの成長を記録することができます。

● 子どもの成長の共有

「ファミリー共有機能」を活用すると、離れて暮らしているご家族もお子さんの成長を見守ることができます。（家族も保護者が送信した招待メールによりアプリをダウンロードすると「ファミリー共有機能」を活用できます。）

● 予防接種のスケジュール管理

予防接種履歴等を登録すると、接種できる予防接種と最適な接種期間を自動で算出し、予定日を事前にお知らせします。

● 子育て情報の配信

「プッシュ通知機能」をオンにすると、町の乳幼児健診等の日程が近づいたときにお知らせします。
健康や育児などの情報も配信しています。



ダウンロードはこちら



妊娠届出時に同時に渡しするもの

- ・母子健康手帳
- ・妊娠婦健康診査受診票等
- ・子育て支援クーポン券（15,000円分）
タクシーの乗車料金の支払い、育児用おむつ・おしりふき・ミルクの購入にご利用いただけます。



子育て支援クーポン券は30,000円分のクーポン券を2回（15,000円分）に分けて支給します。

対象者

1回目／子育て支援クーポン券【ベビー】… 妊娠の届け出をされた方

2回目／子育て支援クーポン券【キッズ】… 1回目のクーポンを支給された方で、お子さんが1歳の誕生日をむかえた方

あきた子育てふれあいカード

妊娠または中学生以下の子どもに「あきた子育てふれあいカード」をお配りしています。カードを協賛店に提示すると、そのお店が独自に設定したサービスを受けられます。カードは役場健康福祉課窓口で無料で配布しております。詳しくは、秋田県のホームページをご覧ください。

妊娠
・
出産

04





子どもが生まれたら

赤ちゃんが生まれたときは、生まれた日から 14 日以内に「出生届」を提出しなければなりません。
出生届は全国どこの市町村でも受け付けされます。

出生届に必要なもの

- ・出生届（医師または助産師が署名した出生証明書が添付されているもの）
- ・届出人の印鑑（認め印で結構です）
- ・母子健康手帳

休日・祝日は五城目町消防署（五城目町富津内下山内字奈良崎 90 番地 1）で受け付けています。

【出生届の注意点】

①「届出人」の記入方法

届出人の欄に記入できる人は、法律で決められており、次の優先順位で記入しなければなりません。

1. 父または母

2. 同居者

3. 医師または助産師

一般的には「父または母の名前」を記入します。

②「名前」に使うことのできる漢字には制限があります

子どもの名前に使用できる文字は一定の制限があります。

もし、名前として使用できる漢字かどうか分からぬ場合は、役場住民生活課までお問い合わせください。



妊娠
・
出産



05



誕生祝い金

町では大切なお子様の誕生を祝い、誕生祝い金を支給しています。

対象者

町内に居住し、子どもを出産した方

支給額

- ① 第 1 子 10,000 円
- ② 第 2 子 20,000 円
- ③ 第 3 子以降 50,000 円
- ④ 多胎出産の場合は 1 子につき 100,000 円

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・口座情報





児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

中学校修了までの児童を養育している方が受給できます。

両親が要件を満たす場合は、原則として収入の多い方を受給資格者とみなします。

支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を療育している方。

支給額(児童年齢によって異なります)

児童年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※所得制限限度額以上の方の場合は、特例給付として月額5,000円を支給。

支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給。

児童扶養手当／父子家庭児童扶養手当



児童扶養手当は、父母の離婚などによるひとり親家庭、または養育者に対し、児童のすこやかな成長を願って支給される手当です。父子家庭にも「児童扶養手当」が支給されます。

支給対象

18歳到達後、最初の3月31日までの方(中度以上の障害の状態にある方は20歳未満まで)で、次のいずれかの状態にある子どもを扶養しているひとり親家庭または養育者。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ①父母が離婚した | ④父または母が一年以上保護を怠っている |
| ②父または母が死亡または生死不明 | ⑤父または母が法令により一年以上拘禁されている |
| ③父または母に重度の障害がある | ⑥婚姻によらないで生まれた |

支給額

扶養している子どもの人数で異なるほか、所得による支給制限があります。支給要件とあわせて、役場健康福祉課へお問い合わせください。所得等により支給額が異なります。

区分	基本額(月額)	令和2年4月現在
全部支給	43,160円	
一部支給	43,150円～10,180円(所得に応じて変動します。)	

※受給には申請が必要です。役場1階の健康福祉課で申請してください。

※お申し込み・お問い合わせは、役場健康福祉課(TEL 018-852-5128)まで。

※第2子、第3子以降の場合、条件によって加算額の変動があります。

支給時期

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月(年6回)に、それぞれの前月分までの手当を支給。





福祉医療費支給事業

福祉医療費支給事業として病院などにかかった際の医療費に助成があります（入院時食事代、差額ベット代、保険外の治療などは対象外）。

助成対象

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ・乳幼児及び小中学生（中学校修了年度の3月31日まで） | ・重度心身障害（児）者 |
| ・ひとり親家庭の児童 | 療育手帳（A）または身体障害者手帳 |
| 18歳に達する年度の3月31日まで | （1～3級）所持者 |

※子どもの親のほか、同居の扶養親族にも一定の所得制限があります。

区分	障害の程度	年齢	所得制限	社会保険本人
身障手帳を持っている人	1～3級	制限なし	なし	所得制限あり
	4～6級	65歳以上	あり	対象とならない
療育手帳を持っている人	A	制限なし	なし	所得制限あり



妊娠・出産



07



チャイルドシート購入費助成

町では、チャイルドシート（ジュニアシートを含む）を購入された方に費用の一部を補助しています。

支給対象

町内にお住まいの乳幼児のために、チャイルドシート（ジュニアシートを含む）を購入された町民。

補助額

購入費用の2分の1（限度額12,000円）

申請に必要なもの

- 印鑑
- 領収書
- 保証書や取扱説明書など製造元と商品名が確認できる書類
- 口座情報



乳幼児健康診査・相談

発育発達の検査・確認により病気や発達障害等の早期発見と支援を行っています。また、育児全般に関する相談に対応しながら保健指導を行っています。(予防接種・栄養・歯科保健・感染症・事故防止・発達障害等) 小児科医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士、保育士、歯科衛生士等が対応します。

4か月・7か月・10か月児健康診査

身体計測、問診、診察、保健相談、栄養相談など

- ・持ち物 母子健康手帳、アンケート用紙

1歳児健康相談

身体計測、保健相談、栄養相談、歯科指導、おやつの試食と作り方説明など

- ・持ち物 母子健康手帳、歯ブラシ(普段使用しているもの)、アンケート用紙

1歳6か月児健康診査

身体計測、問診、小児科診察、歯科診察、歯科指導、栄養相談、保健相談など

- ・持ち物 母子健康手帳、アンケート用紙、歯ブラシ・コップ(普段使用しているもの)

2歳児歯科健康診査

身体計測、問診、歯科診察、歯科指導、栄養相談、保健相談など

- ・持ち物 母子健康手帳、アンケート用紙、歯ブラシ・コップ(普段使用しているもの)

3歳児健康診査

尿検査、身体計測、問診、小児科診察、歯科診察、歯科ブラッシング指導、栄養相談、保健相談など

- ・持ち物 母子健康手帳、尿検体、アンケート用紙、歯ブラシ・コップ(普段使用しているもの)

不妊治療費助成



正常な夫婦生活を営みながら、1年以上「妊娠しない」状態を不妊症といいます。全ご夫婦のうち、およそ10組に1組のご夫婦が不妊症であるといわれていますので、心配な場合は早めの受診と治療をしましょう。

特定不妊治療費助成事業

町では特定不妊治療費助成事業を実施し、県で実施している同事業で補えきれない自己負担分について助成しています。

一般不妊治療費助成事業

一般不妊治療に係る治療費の自己負担分について全額助成しています。

不育症治療費助成事業

不育症の治療費に係る自己負担分について助成しています

対象

町内在住で医師が認める各助成事業の治療を受けられたご夫婦(またはどちらか)



※各手続きの詳細は健康福祉課保健師までご連絡ください



赤ちゃん訪問



生後2か月頃に保健師または助産師が訪問し、発育・発達の確認と育児相談に対応します。

健康福祉課から連絡しますので、日程を相談の上訪問します。生後2か月未満のお子さんにも訪問しますので、早めの訪問を希望される方は健康福祉課からの連絡を待たずご相談ください。



予防接種費用の助成



定期予防接種の費用を全額助成しています。

予防接種に必要な予診票は出生届出後、健康福祉課でお渡しします。

任意予防接種（季節性インフルエンザ）についても費用の一部を助成しています。



フッ化物洗口事業



永久歯のむし歯予防を目的に歯を強くする成分を含むフッ化物水溶液でうがいを行います。

永久歯が生え変わる5歳児から中学校卒業まで継続して実施することにより、成人になっても予防効果は持続します。



対象

5歳児、小学生、中学生

回数

5歳児は5回／週

方法

1分間のぶくぶくうがい

小、中学生は1回／週

離乳食づくり教室



同じ月齢のお母さんたちと一緒に、離乳食作りを学びませんか？ママ友づくりの機会にもなります。案内は対象者に個別で通知しますので、参加希望者は役場健康福祉課へお申し込みください。

対象

- | | |
|--------------|--------------|
| ・3～4か月児（準備期） | ・7～8か月児（中期） |
| ・5～6か月児（初期） | ・9～10か月児（後期） |

※対象者には通知にてお知らせします。

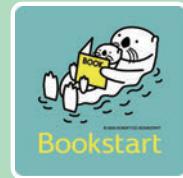
内容

同時期のママさんたちと一緒に調理して、一緒に赤ちゃんに食べさせます。



ブックスタート事業

ブックスタートは、すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときがもたらされることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに絵本をひらく楽しい体験といっしょに絵本を手渡す活動です。乳幼児健診の機会に実施します。



育児サークル

子育てカフェほっぺ

「子育てカフェほっぺ」は、五城目町に住む、これから出産を控えた妊婦さん、育児中のママさんとお子さんのための育児サークルです。スケジュールチェックはHPからどうぞ。(http://hopepe.nobon.me) QRコードからもアクセスできます→



子育てサロン（ケアセンター無料開放）

子どもたちの遊び場や、保護者の皆さんの交流を図る場として、ケアセンター五城目の部屋を開放しています。お気軽にご利用ください。



開放場所

ケアセンター五城目 1 階（五城目町社会福祉協議会事務室の隣）

開放日

毎週火曜日（申請不要） 午前 10 時～午後 4 時
火曜日以外（要申請）

開放時間

利用について

火曜日以外でも利用可能です。利用を希望する方は事前に日程を健康福祉課へご連絡のうえ、申請書を提出してください。

子育て関係のサークル活動や小グループの話し合い等にご利用ください。

申し込み

- ・毎週火曜の開放日を利用希望の方：申請不要
※当日部屋に置いてある利用者名簿にご記入ください。
- ・火曜以外の日を利用希望の方：要申請
※日程調整の為、必ず事前に下記までご連絡ください。
◎健康福祉課 (TEL 018-852-5180)





幼保連携型認定こども園「もりやまこども園」

目的

平成26年4月1日から、五城目保育園と五城目幼稚園が一緒になった、社会福祉法人キッズハウスもりやまが運営する幼保連携型認定こども園「もりやまこども園」がスタートし、就学前の子どもへの幼児教育・保育が一体的に提供されています。同法人による「もりやまこども園大川分園」も併せ、地域全体における子育て支援の充実が図られています。

保育園

- A. 0～2歳児【3号認定】
 - B. 3～5歳児【2号認定】
- ※どちらも保育を必要とする子どもが条件です。
- 保育時間 8時間程度
■保育料 【2号認定】無償
【3号認定】12ページ参照

幼稚園

- C. 3～5歳児【1号認定】
- 保育時間 4時間程度
■保育料 無償
- ※B・Cは共通時間を過ごす年齢ごとの混合クラスです。
また、保護者の就労状況にあわせ利用時間の変更ができます。
※みんなに給食を実施し、行事も共通で行われます。



もりやまこども園 一時保育事業

不定期の勤務の方や私的な理由で一時的な保育を希望する場合に利用できます。

場所

もりやまこども園

保育時間

午前8時30分から午後5時

利用料金(おやつ、昼食代含む)

- ・1日2,000円(2歳未満児3,000円)
- ・4時間まで1,000円(2歳未満児1,500円)

対象者

町在住者または実家が町内の方

子育てファミリー支援事業

平成30年4月2日以降に第3子以降
が生まれ、小学校就学前の子どもが
利用した一時保育に対して助成があ
ります。

助成金額

一世帯あたり年間上限15,000円

申請に必要なもの

- ・施設が発行する領収書
- ・振込先の口座情報

利用料金を全額支払った後、役場健康福祉課へ申請してください。



子育て支援センター「子どもの木」

主に乳幼児を持つ親とお子さんが気軽に利用し、交流や育児相談ができる場を提供しています。対象は、就学前の子ども・子育て中の保護者。育児不安等についての相談、保護者同士の交流の場にご利用ください。親子参加のイベントや保護者のみで参加できるイベントなどを開催しています。

開設日

月曜日～金曜日

内容

- ・子育て相談、子育て情報の提供(随時)
- ・イベント開催(月1～2回)・保健相談(年2回)
- ・町イベントへの参加、協力

場所

もりやまこども園敷地内
「子どもの木」





もりやまこども園保育料

保育料の算定

- ・保育料は、児童の年齢と世帯の町民税課税状況によって決定されます。
- ・保育料の切り替え時期は9月となり、8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の町民税で算定されます。3歳児から5歳児は、保育料が無償です。

保育料の軽減

- ①町では国の基準保育料を軽減した独自の基準保育料を設定しています。
- ②秋田県独自の施策「すこやか子育て支援事業保育料助成」により、さらに軽減を行っています。
- ③兄弟姉妹で利用する場合も軽減されます。

◎兄弟姉妹で利用する際の保育料について

3号認定：小学校就学前の範囲において、もりやまこども園を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料。
※年収約360万円未満世帯（3号の第4階層の一部以下）については、最年長の子どもの年齢制限を無くして、第2子半額、第3子以降無料。

標準的な認定こども園保育料月額 3号認定（保育認定部分）（0～2歳児）

階層	所得状況	保育料(A-B)(C)	町独自の基準保育料(A)	すこやか助成(B)	国基準保育料(D)	比較(C/D)
第1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	—
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	—
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	6,800円	13,600円	6,800円	19,500円	34.9%
第4	市町村民税所得割課税額97,000円未満	15,000円	20,000円	5,000円	30,000円	50.0%
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	21,675円	28,900円	7,225円	44,500円	48.7%
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	30,500円	30,500円	0円	61,000円	50.0%
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	40,000円	40,000円	0円	80,000円	50.0%
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	52,000円	52,000円	0円	104,000円	50.0%



副食費無償化



町では、県独自の施策「すこやか子育て支援事業 副食費助成」に上乗せして1号認定・2号認定の副食費を全額補助しています。



入学時子育て支援事業



五城目小学校に入学する児童の保護者に対し子育て支援費を支給し、育児における支援を図ります。

内容

小学校入学児童に1人10,000円相当分の記念品を支給します。

育英資金



五城目町育英資金は、教育振興のため学費を貸与し、有用な人材を育成することを目的としています。

申し込みできる方

1年以上五城目町に居住し、次の条件に該当する方が対象となります。

- ・校長が推薦する方で学費の支弁が困難とする方
- ・高等学校並びに同程度の学校の生徒

貸し付けられる金額

高校生……月額15,000円以内

貸し付けの方法

毎月10日頃まで本人の口座振込とします

償還の方法

卒業後6年以内。元金の均等月賦方式(ただし、全額または一部を一時的に返済も可)

申込の方法

手続きに必要な書類は、町教育委員会学校教育課でお渡しします。

書類審査

申し込みの手続き後、五城目町育英資金貸付審査委員会による書類審査を行います。



すずむしクラブ（五城目町放課後児童健全育成事業）



保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童などの育成、指導をするため、遊びを主として健全活動を行います。

内 容

- ・小学校 1～3 年生対象
- ・保護者負担 250 円 / 日 (月額上限 : 3,500 円)※14 日以上利用の場合
- ・第 3 子以降、要保護、準要保護児童世帯には免除規定があります。

開設場所

五城目小学校空き教室

最近のニーズ

毎年度 100 名ほどの登録児童がおります。
1 日あたりの平均利用者数は 35~40 名ほどです。



わかすぎくらぶ（五城目町放課後児童学習支援事業）



小学校 4～6 年生を対象に、町の単独事業として放課後児童学習支援を行っています。

内 容

- ・小学校 4～6 年生対象
- ・保護者負担 250 円 / 日 (月額上限 : 3,500 円)※14 日以上利用の場合

開設場所

町立 五城目小学校空き教室

最近のニーズ

毎年度 50 名ほどの登録児童がおります。
1 日あたりの平均利用者数は 15 名前後です。



- ・五城目町役場
〒018-1792
秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目 1 丁目 1-1
平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
(ただし祝日・12 月 31 日から 1 月 5 日を除く)
- ・まちづくり課
TEL 018-852-5361 ／ FAX 018-852-3151
- ・住民生活課
TEL 018-852-5112 ／ FAX 018-852-5367
- ・健康福祉課
TEL 018-852-5128 ／ FAX 018-852-5367
- ・学校教育課
TEL 018-852-5372 ／ FAX 018-852-5370
- ・生涯学習課(町民センター内)
〒018-1723
秋田県南秋田郡五城目町上樋口堂社 75
TEL 018-852-4411 ／ FAX 018-852-4414
- ・もりやまこども園
〒018-1703
秋田県南秋田郡五城目町字羽黒前 76-1
TEL 018-852-3805 ／ FAX 018-852-3824
もりやまこども園 大川分園
〒018-1735
秋田県南秋田郡五城目町大川下樋口字古川敷 27-1
TEL 018-875-3033 ／ FAX 018-852-3824



五城目町